明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令・省令〕
○矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令（内閣官房・法務一）　二
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一九）　二
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令
（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
（内閣府・財務・経済産業二）　三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働五）　三
〔省　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（総務一八）　四
○国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令（総務・財務一）　四
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（法務一〇）　四
○特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令
（経済産業・環境三）　六
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境九）　六
〔規　則〕
○特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則
（個人情報保護委一）　七
〔告　示〕
○特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（個人情報保護委一）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務七二）　七
○港湾労働法第三条第一項の規定に基づき港湾雇用安定等計画を定める件
（厚生労働一〇九）　八一
○肥料を登録した件（農林水産五九八）　八五
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された日本国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（経済産業二八）　八六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカタール国の記章を指定した件（同二九）　八六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサウジアラビア王国の記章を指定した件（同三〇）　八六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセーシェル共和国の紋章を指定した件（同三一）　八六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件（同三二）　八七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州漁業管理機関の標章を指定した件（同三三）　八七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州食品安全機関の標章を指定した件（同三四）　八七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州投資銀行の標章を指定した件（同三五）　八七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州証券市場監督機構の標章を指定した件
（同三六）　八九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際移動通信衛星機構の標章を指定した件
（同三七）　八九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたインタープトニク国際宇宙通信機構の標章を指定した件（同三八）　九〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された単一破綻処理委員会の標章を指定した件（同三九）　九〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された統一特許裁判所の標章を指定した件（同四〇）　九一
○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件
（国土交通二〇九）　九三
○標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（同二一〇）　一〇三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について
（農林水産省）　二七

内閣官房令・省令

○内閣官房
法務省令第一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第四条第一項の規定に基づき、矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則の一部を改正する命令

矯正医官の兼業の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則（平成二十七年内閣官房法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部外診療の承認） **第二条**　［略］ 一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条又は少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。 ［二～四　略］	（部外診療の承認） **第二条**　［同上］ 一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五十六条、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十八条、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三十条又は婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条第一項に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

府令

○内閣府令第十九号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第十三条の五**　［略］ ［2～4　略］ 5　前二項の場合において、銀行は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第十三条の五**　［同上］ ［2～4　同上］ ［項を加える。］

（休日の承認の申請等）

第十五条　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　銀行は、令第五条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

4　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（営業時間）

第十六条　［略］

［2・3　略］

4　銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

5　［略］

（臨時休業の届出等）

第十七条　銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　［略］

二　法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［2・3　略］

4　法第十六条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

6　法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

（専門子会社の業務等）

第十七条の二　［略］

［2～5　略］

（休日の承認の申請等）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

3　銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　同上］

（営業時間）

第十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

［一～三　同上］

5　［同上］

（臨時休業の届出等）

第十七条　［同上］

一　［同上］

二　法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

5　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

（専門子会社の業務等）

第十七条の二　［同上］

［2～5　同上］

6　法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

［一～七　略］

八　合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　略］

［九・十　略］

［7～16　略］

（廃業等の公告等）

第二十六条　銀行は、法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　法第三十八条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）

第三十四条の二の三　第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七　外国銀行代理業務の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

八　［略］

（所属外国銀行に関する届出等）

第三十四条の二の三十四　［略］

［2・3　略］

4　法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（標識の様式等）

第三十四条の二の三十五　［略］

2　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

6　［同上］

［一～七　同上］

八　合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

［イ～ハ　同上］

［九・十　同上］

［7～16　同上］

（廃業等の公告等）

第二十六条　銀行は、法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）

第三十四条の二の三　［同上］

［一～六　同上］

七　外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

八　［同上］

（所属外国銀行に関する届出）

第三十四条の二の三十四　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（標識の様式）

第三十四条の二の三十五　［同上］

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　銀行代理業の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第三十四条の四十　［略］

2　銀行代理業者は、法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その営む銀行代理業が一の銀行代理業再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該銀行代理業再委託者が、当該銀行代理業を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該銀行代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　［略］

2～4　［略］

5　第一項において準用する第十三条の五第四項又は第二項の場合において、銀行代理業者は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　令第十六条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五　［同上］

［一～八　同上］

九　銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第三十四条の四十　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　［同上］

一　［同上］

二　令第十六条の七第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定銀行代理業者の営業時間等）

第三十四条の五十五　［略］

［２・３　略］

４　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

５　［略］

６　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第三十四条の五十六　法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

２　法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

３　法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

４　特定銀行代理業者は、法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属銀行の廃業等の掲示等）

第三十四条の五十七　銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

２　銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三　所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

（特定銀行代理業者の営業時間等）

第三十四条の五十五　［同上］

［２・３　同上］

４　特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

５　［同上］

６　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

（特定銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第三十四条の五十六　法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

２　法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

３　［同上］

一　［同上］

二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属銀行の廃業等の掲示）

第三十四条の五十七　銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三　［同上］

［一～五　同上］

六　所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　略］

２　［略］

（標識の様式等）

第三十四条の六十三の十二　［略］

２　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

３　［略］

（廃止の届出等）

第三十四条の六十三の六十九　［略］

２　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

３　［略］

４　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

５　［略］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35第１項関係）　［略］

別紙様式第17号（第34条の40第１項関係）　［略］

別紙様式第18号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［略］

［１～３　略］

４　使用人の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　［略］

［５・６　略］

［七～九　同上］

２　［同上］

（標識の様式等）

第三十四条の六十三の十二　［同上］

２　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

３　［同上］

（廃止の届出等）

第三十四条の六十三の六十九　［同上］

２　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

３　［同上］

４　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

５　［同上］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35関係）　［同左］

別紙様式第17号（第34条の40関係）　［同左］

別紙様式第18号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～３　同左］

４　使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。

２　［同左］

［５・６　同左］

別紙様式第19号（第34条の59第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 銀行代理業に関する報告書 （　年　月　日から 　年　月　日まで） 年　月　日 主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代　表　者　氏　名 （記載上の注意） ［略］ ［１～３　略］ ４　役員及び使用人の状況 ［表略］ （記載上の注意） １　本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。 ２　［略］ ［５・６　略］	**別紙様式第19号**（第34条の59第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 銀行代理業に関する報告書 （　年　月　日から 　年　月　日まで） 年　月　日 主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代　表　者　氏　名 （記載上の注意） ［同左］ ［１～３　同左］ ４　役員及び使用人の状況 ［同左］ （記載上の注意） １　本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。 ２　［同左］ ［５・６　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第五十三条の五**　第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　外国銀行代理業務の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 八　［略］	（委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第五十三条の五**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項 八　［同上］

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第百四条　［略］

［２・３　略］

４　前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第百二十八条　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

２　［略］

３　金庫は、令第十二条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

４　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（業務取扱時間）

第百二十九条　［略］

［２・３　略］

４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

５　［略］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　［略］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［２・３　略］

４　銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

６　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第百四条　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

（休日の承認の申請等）

第百二十八条　［同上］

一　［同上］

二　令第十二条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

２　［同上］

［項を加える。］

３　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　同上］

（業務取扱時間）

第百二十九条　［同上］

［２・３　同上］

４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

［一～三　同上］

５　［同上］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

４　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

（廃業等の公告等）

第百三十七条　金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（所属外国銀行に関する届出等）

第百三十七条の四　［略］

［2・3　略］

4　銀行法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（標識の様式等）

第百三十七条の五　［略］

2　外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（委託契約書の案の記載事項）

第百四十一条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　信用金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百四十六条　［略］

2　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う信用金庫代理業が一の信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用金庫代理業再委託者が、当該信用金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　［略］

［2～4　略］

5　第二項の場合において、信用金庫代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第百四十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（廃業等の公告等）

第百三十七条　金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（所属外国銀行に関する届出）

第百三十七条の四　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（標識の様式）

第百三十七条の五　［同上］

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第百四十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　信用金庫代理業の内容並びに信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第百四十六条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第百五十一条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十三条の三第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　令第十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百六十一条　［略］

［2・3　略］

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

5　［略］

6　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

3　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百六十条の二　［同上］

一　［同上］

二　令第十三条の三第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百六十一条　［同上］

［2・3　同上］

4　特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

5　［同上］

6　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百六十二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

5　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示等）

第百六十三条　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

（所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百六十九条　所属信用金庫は、信用金庫代理業者の信用金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

［七～九　略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百六十九条の九　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3　［略］

（廃止の届出等）

第百六十九条の三十二　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用金庫電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3　［略］

4　信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［略］

別紙様式第15号の２（第137条の５第１項関係）　［略］

別紙様式第17号（第146条第１項関係）　［略］

3　［同上］

一　［同上］

二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示）

第百六十三条　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百六十九条　［同上］

［一～五　同上］

六　所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　同上］

2　［同上］

（標識の様式等）

第百六十九条の九　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3　［同上］

（廃止の届出等）

第百六十九条の三十二　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3　［同上］

4　信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［同上］

別紙様式第15号の２（第137条の５関係）　［同左］

別紙様式第17号（第146条関係）　［同左］

別紙様式第18号（第165条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［１・２　略］

［１～３　略］

４　使用人の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　［略］

［５・６　略］

別紙様式第19号（第165条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［１・２　略］

［１～３　略］

４　役員及び使用人の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　［略］

別紙様式第18号（第165条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［１～３　同左］

４　使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

２　［同左］

［５・６　同左］

別紙様式第19号（第165条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［１～３　同左］

４　役員及び使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　［同左］

5　［略］	5　［同左］
6　信用金庫代理業の実施状況	6　信用金庫代理業の実施状況
(1)　預金関係	(1)　預金関係
①　［略］	①　［同左］
②　媒介	②　媒介
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
「件数」欄は、法第85条の２第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属信用金庫ごとに記載すること。	「件数」欄は、法第89条の２第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属信用金庫ごとに記載すること。
［(2)～(4)　略］	［(2)～(4)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃業等の公告等）	（廃業等の公告等）
第四十条　法第八条第三項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託業務を営む金融機関は、同項の規定による掲示の内容を当該信託業務を営む金融機関のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。	**第四十条**　法第八条第三項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしなければならない。
［2～4　略］	［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（貸金業法施行規則の一部改正）

第四条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（貸付条件等の掲示等）	（貸付条件の掲示）
第十一条　法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。	**第十一条**　法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
2　法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。	2　法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。
3　法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	3　法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］

４　貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

５　法第十四条第一項の規定による掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

６　貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

７　法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

（掲示すべき標識の様式等）

第二十条　法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

２　貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

別表（第十一条関係）

［略］

Rは、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率

Fは、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息

別紙様式第７号（第20条第１項関係）　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第四十二条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前項の場合において、信用協同組合等は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二　そのウェブサイトがない場合	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第四十二条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］

４　貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。

５　法第十四条の規定による掲示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」という。）に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

［項を加える。］

［項を加える。］

（掲示すべき標識の様式）

第二十条　法第二十三条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

別表（第十一条関係）

［同上］

Rは、法第十四条第一号に規定する貸付けの利率

Fは、法第十四条第一号に規定する利息及びみなし利息

別紙様式第７号（第20条関係）　［同左］

（休日の承認の申請等）

第六十五条　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第四条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

3　令第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

4　信用協同組合等は、令第四条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（業務取扱時間）

第六十六条　［略］

［2・3　略］

4　信用協同組合等は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、第四十二条第四項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（臨時休業の届出等）

第六十七条　信用協同組合等は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　［略］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［2・3　略］

4　銀行法第十六条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　銀行法第十六条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

6　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

7　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

（休日の承認の申請等）

第六十五条　［同上］

一　［同上］

二　令第四条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

［項を加える。］

3　信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　同上］

（業務取扱時間）

第六十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　信用協同組合等は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

［一～三　同上］

（臨時休業の届出等）

第六十七条　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

（解散の公告等）

第七十四条　信用協同組合等は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行法第三十八条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第三十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　信用協同組合代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第八十六条　［略］

2　信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

三　その行う信用協同組合代理業が一の信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用協同組合代理業再委託者が、当該信用協同組合代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用協同組合代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　［略］

［2～4　略］

5　第二項の場合において、信用協同組合代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第八十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二　特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2　［略］

（解散の公告）

第七十四条　信用協同組合等は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第八十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　信用協同組合代理業の内容並びに信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第八十六条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（預金等との誤認防止等）

第九十一条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二　［同上］

一　［同上］

二　令第五条の六第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2　［同上］

３　令第五条の六第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

４　特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に掲げる場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第百一条　［略］

［２・３　略］

４　特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

５　［略］

６　信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

２　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

３　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

４　特定信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［項を加える。］

［項を加える。］

３　特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第百一条　［同上］

［２・３　同上］

４　特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

５　［同上］

６　信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

２　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

３　［同上］

一　［同上］

二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用協同組合の廃業等の掲示等）

第百三条　信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

（所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百九条　所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

［七～九　略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百九条の十四　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3　［略］

（廃止の届出等）

第百九条の三十七　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3　［略］

4　信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［略］

別紙様式第12号（第86条第１項関係）　［略］

別紙様式第13号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

（所属信用協同組合の廃業等の掲示）

第百三条　信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百九条　［同上］

［一～五　同上］

六　所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　同上］

2　［同上］

（標識の様式等）

第百九条の十四　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3　［同上］

（廃止の届出等）

第百九条の三十七　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3　［同上］

4　信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［同上］

別紙様式第12号（第86条関係）　［同左］

別紙様式第13号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

（記載上の注意）
［１・２　略］
［１～３　略］
４　使用人の状況
［表略］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
２　［略］
［５・６　略］

別紙様式第14号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）
［１・２　略］
［１～３　略］
４　役員及び使用人の状況
［表略］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
２　［略］
［５・６　略］

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

（記載上の注意）
［１・２　同左］
［１～３　同左］
４　使用人の状況
［同左］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する使用人について記載すること。
２　［同左］
［５・６　同左］

別紙様式第14号（第105条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所　在　地
商号又は名称
代　表　者　　氏　　名

（記載上の注意）
［１・２　同左］
［１～３　同左］
４　役員及び使用人の状況
［同左］
（記載上の注意）
１　本表は、当該期末における信用協同組合代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
２　［同左］
［５・６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と保険契約との誤認防止） **第五十三条の二**　［略］ ［２・３　略］ ４　前項の場合において、保険会社は、同項の規定による掲示の内容を当該保険会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 （標識の掲示等） **第二百十一条の二十一**　［略］ ２　少額短期保険業者は、法第二百七十二条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該少額短期保険業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 ３　法第二百七十二条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二　そのウェブサイトがない場合 （商号又は名称） **第二百十一条の二十二**　法第二百七十二条の八第四項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。 **別紙様式第16号の16**（第211条の21第１項関係）　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金銭債権等と保険契約との誤認防止） **第五十三条の二**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （標識の掲示） **第二百十一条の二十一**　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （商号又は名称） **第二百十一条の二十二**　法第二百七十二条の八第三項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。 **別紙様式第16号の16**（第211条の21関係）　［同左］

（信託業法施行規則の一部改正）

第七条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（廃業等の公告等） **第五十条**　法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託会社は、次に掲げる場合を除き、これらの規定による掲示の内容を当該信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二　そのウェブサイトがない場合 ［２～５　略］	（廃業等の公告等） **第五十条**　法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［２～５　同上］

（読替規定）

第五十一条の九　法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
これら	同項
［略］	

［2・3　略］

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条　［略］

4　承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

［略］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法を

（読替規定）

第五十一条の九　［同上］

［同上］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
［同上］	

［2・3　同上］

（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）

第五十三条　［同上］

4　［同上］

［同上］	
第五十条第一項	
法第四十一条第三項又は第五項	法第四十一条第三項
電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法を

		いう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
	これら	同項

［略］

［５・６　略］

（標識の様式等）

第七十五条　［略］

２　信託契約代理店は、法第七十二条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

３　法第七十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第五十条第一項各号に掲げる場合とする。

別紙様式第10号（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）

［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）

１　業務の状況

［(1)～(3)　略］

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

②　［略］

［(5)～(9)　略］

２　［略］

		いう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

［同上］

［５・６　同上］

（標識の様式）

第七十五条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

別紙様式第10号（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）

［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）

１　業務の状況

［(1)～(3)　同左］

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

②　［同左］

［(5)～(9)　同左］

２　［同左］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）
［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）
１　業務の状況
［(1)・(2)　略］
(3)　役員及び使用人の状況
①　役員及び使用人の総数
当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
②　［略］
［(4)～(8)　略］
２　［略］

別紙様式第10号の３（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期自己信託報告書（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）
［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）
１　業務の状況
［(1)～(3)　略］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）
［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）
１　業務の状況
［(1)・(2)　同左］
(3)　役員及び使用人の状況
①　役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。
②　［同左］
［(4)～(8)　同左］
２　［同左］

別紙様式第10号の３（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　期自己信託報告書（　年　月　日から
年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（記載上の注意）
［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）
１　業務の状況
［(1)～(3)　同左］

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

②　［略］

［⑸～⑺　略］

２　［略］

別紙様式第10号の４（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
主たる営業所又は事務所の所在地

（記載上の注意）

［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）

１　業務の状況

［⑴～⑶　略］

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員（外国法人の場合は、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。）及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

②　［略］

［⑸・⑹　略］

２　［略］

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。

②　［同左］

［⑸～⑺　同左］

２　［同左］

別紙様式第10号の４（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
主たる営業所又は事務所の所在地

（記載上の注意）

［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）

１　業務の状況

［⑴～⑶　同左］

⑷　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員（外国法人の場合は、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。）及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

②　［同左］

［⑸・⑹　同左］

２　［同左］

別紙様式第20号（第75条第１項関係）　［略］
別紙様式第21号（第79条関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託契約代理業務に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
主たる営業所又は事務所の所在地

［１．～５．　略］
（記載上の注意）
［１．・２．　略］
３．役員及び使用人の状況
当期末現在における信託契約代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
［４．・５．　略］

別紙様式第22号（第79条関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託契約代理業務に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
氏名
住所
主たる営業所又は事務所の所在地

［１．～５．　略］
（記載上の注意）
［１．・２．　略］
３．使用人の状況
当期末現在における信託契約代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
［４．・５．　略］

別紙様式第20号（第75条関係）　［同左］
別紙様式第21号（第79条関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託契約代理業務に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名
代表者の役職
主たる営業所又は事務所の所在地

［１．～５．　同左］
（記載上の注意）
［１．・２．　同左］
３．役員及び使用人の状況
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。
［４．・５．　同左］

別紙様式第22号（第79条関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託契約代理業務に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

（ふりがな）
氏名
住所
主たる営業所又は事務所の所在地

［１．～５．　同左］
（記載上の注意）
［１．・２．　同左］
３．使用人の状況
当期末現在における使用人について記載すること。
［４．・５．　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第八条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出書のその他の記載事項） **第十条**　法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　加入する認定資金決済事業者協会（前払式支払手段発行者をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称 （保有者に対する前払式支払手段の払戻し） **第四十一条**　［略］ ２　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第六項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。 ［３・４　略］ ５　前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 ６　［略］ ７　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。 一　当該公告をしたことを証する書面 二　第三項の規定による掲示又は第四項の規定による情報の提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置の内容が確認できる書類 三　［略］ ８・９　［略］ **別紙様式第18号**（第41条第７項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　－ 商号又は名称 氏　名 （法人等にあっては、代表者の役職氏名）	（届出書のその他の記載事項） **第十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　加入する認定資金決済事業者協会の名称 （保有者に対する前払式支払手段の払戻し） **第四十一条**　［同上］ ２　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告しなければならない。 ［３・４　同上］ ［項を加える。］ ５　［同上］ ６　［同上］ 一　当該公告の写し 二　第三項の規定による掲示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類 三　［同上］ ７・８　［同上］ **別紙様式第18号**（第41条第６項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　－ 商号又は名称 氏　名 （法人等にあっては、代表者の役職氏名）

払　戻　し　公　告　届　出　書

年　　月　　日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第７項各号に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［表略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

別紙様式第19号（第41条第８項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

※登録番号　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

払　戻　し　完　了　報　告　書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第８項の規定により報告します。

記

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

別紙様式第20号（第41条第９項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

払　戻　し　公　告　届　出　書

年　　月　　日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第６項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

別紙様式第19号（第41条第７項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

※登録番号　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

払　戻　し　完　了　報　告　書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第７項の規定により報告します。

記

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

別紙様式第20号（第41条第８項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　※登録番号　財務（支）局長　第　　号

住所（郵便番号）

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

払戻し未了届出書 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第９項の規定により届け出ます。 記 払戻しを完了することができない理由 ［表略］ （記載上の注意） ［１．・２．　略］	払戻し未了届出書 下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第８項の規定により届け出ます。 記 払戻しを完了することができない理由 ［同左］ （記載上の注意） ［１．・２．　同左］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第九条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（受取証書の交付） **第三十条**　資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。 ［一～三　略］ ２　［略］ ［項を削る。］ ［項を削る。］ ３　第一項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が書面又は電磁的方法により当該申出を撤回した場合は、この限りでない。 ４　第一項及び前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回をする場合　次に掲げる方法 イ　申出若しくは撤回を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法 ロ　［略］ 二　［略］	（受取証書の交付） **第三十条**　資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。 ［一～三　同上］ ２　［同上］ ３　資金移動業者等は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者等は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。 ４　資金移動業者等は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ５　前項に規定する承諾を得た資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 ６　前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合　次に掲げる方法 イ　承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法 ロ　［同上］ 二　［同上］

５　前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号に定める方法にあっては、申出又は撤回を受ける者が申出又は撤回をする者に対し、電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

［二・三　略］

６　第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行うことを要しない。

（廃止の届出等）

第三十八条　［略］

２　［略］

３　法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、資金移動業者等は、同項の規定による掲示の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

４　［略］

５　資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　［略］

別紙様式第25号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

届出受理番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の

氏　名

７　［同上］

一　前項第一号に定める方法にあっては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

［二・三　同上］

８　第六項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

９　第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要しない。

（廃止の届出等）

第三十八条　［同上］

２　［同上］

３　法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

４　［同上］

５　資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　［同上］

別紙様式第25号（第38条第５項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号

届出受理番号　　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　　―　　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

代表者の

氏　名

資金移動業廃止公告届出書	資金移動業廃止公告届出書
年　　月　　日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第５項の規定により届け出ます。	年　　月　　日付で下記の方法により資金移動業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第５項の規定により届け出ます。
記	記
公告の方法 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～４．　略］	公告の方法 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～４．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第十条　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃止の届出等） **第四十条**　［略］ ２　［略］ ３　法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う暗号資産交換業者は、同項の規定による掲示の内容を当該暗号資産交換業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ４　［略］ ５　暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［略］ **別紙様式第15号**（第40条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　　月　　日 財務（支）局長　殿 届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号 住所（郵便番号） 電話番号（　　）　　― 商　　号 代表者の 氏　　名	（廃止の届出等） **第四十条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。 ４　［同上］ ５　暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［同上］ **別紙様式第15号**（第40条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　　月　　日 財務（支）局長　殿 届出者　　登録番号　　財務（支）局長　第　　号 住所（郵便番号） 電話番号（　　）　　― 商　　号 代表者の 氏　　名

暗号資産交換業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により暗号資産交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第５項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［表略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付条件等の掲示） **第百二十八条**　準用貸金業法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　略］ ２　準用貸金業法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率（同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。）を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。 ３　準用貸金業法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料（何らの名義をもってするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合（百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。））を含む。以下この款において同じ。）とする。 ４　金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。 ５　準用貸金業法第十四条第一項の規定による掲示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。 **別表**（第百二十八条関係） ［略］ Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率 Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（貸付条件の掲示） **第百二十八条**　準用貸金業法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　同上］ ２　準用貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率（同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。）を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。 ３　準用貸金業法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料（何らの名義をもってするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。)）を含む。以下この款において同じ。）とする。 ４　金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。 ５　準用貸金業法第十四条の規定による掲示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。 **別表**（第百二十八条関係） ［同上］ Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率 Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する利息及びみなし利息

暗号資産交換業廃止公告届出書

年　　月　　日付で下記の方法により暗号資産交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第５項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

［同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃止の届出等） **第八十三条**　［略］ ２　［略］ ３　法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済手段等取引業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済手段等取引業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ４　［略］ ５　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［略］ **別紙様式第21号**（第83条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号 届出受理番号　財務（支）局長　第　号 （郵便番号　―　） 住　所 電話番号（　）― 商号又は 名　称 代表者の 氏　名 電子決済手段等取引業廃止公告届出書 年　月　日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～３．　略］	（廃止の届出等） **第八十三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。 ４　［同上］ ５　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［同上］ **別紙様式第21号**（第83条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号 届出受理番号　財務（支）局長　第　号 （郵便番号　―　） 住　所 電話番号（　）― 商号又は 名　称 代表者の 氏　名 電子決済手段等取引業廃止公告届出書 年　月　日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～３．　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る銀行代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る銀行代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第七条の規定による改正後の信託業法施行規則（次項において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号から別紙様式第十号の四までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書については、なお従前の例による。

２　新信託業法施行規則別紙様式第二十一号及び別紙様式第二十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書については、なお従前の例による。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第九条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十条の規定は、施行日以後に同条第一項の金銭その他の資金を受領した場合について適用し、施行日前に第九条の規定による改正前の資金移動業者に関する内閣府令第三十条第一項の金銭その他の資金を受領した場合については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名称） **第六十条**　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の八第四項において読み替えて適用する法第七条第二項に規定する認可特定保険業者であることを示す文字として主務省令で定めるものは、認可特定保険とする。	（名称） **第六十条**　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の八第三項において読み替えて適用する法第七条第二項に規定する認可特定保険業者であることを示す文字として主務省令で定めるものは、認可特定保険とする。

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［略］ ［2～5　略］ 6　法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 ［一～九　略］ 十　合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の八第一項各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社 ［イ～ハ　略］ 十一　［略］ ［7～11　略］	（専門子会社の業務等） **第六十九条**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ ［一～九　同上］ 十　合理的な経営改善のための計画（商工組合中央金庫、銀行、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の八各号に掲げる者、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社 ［イ～ハ　同上］ 十一　［同上］ ［7～11　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第八十七条**　［略］ ［２・３　略］ ４　前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 （休日の承認の申請等） **第百十条**　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。 一　［略］ 二　令第六条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面 ２　［略］ ３　金庫は、令第六条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。 ４　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］ （業務取扱時間） **第百十一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ［一～三　略］	（金銭債権等と預金等との誤認防止） **第八十七条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （休日の承認の申請等） **第百十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　令第六条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面 ２　［同上］ ［項を加える。］ ３　金庫は、令第六条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。 ［一～三　同上］ （業務取扱時間） **第百十一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。 ［一～三　同上］

（臨時休業の届出等）

第百十二条　金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

一　［略］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［2・3　略］

4　銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

6　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

（廃業等の公告等）

第百十九条　金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

（委託契約書の案の記載事項）

第百二十三条　前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　労働金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十　［略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百二十八条　［略］

2　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　そのウェブサイトがない場合

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

（廃業等の公告等）

第百十九条　金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

（委託契約書の案の記載事項）

第百二十三条　［同上］

［一～八　同上］

九　労働金庫代理業の内容並びに労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項

十　［同上］

2　［同上］

（標識の様式）

第百二十八条　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

三　その行う労働金庫代理業が一の労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該労働金庫代理業再委託者が、当該労働金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該労働金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

（預金等との誤認防止等）

第百三十三条　［略］

［２～４　略］

５　第二項の場合において、労働金庫代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第百二十八条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

（特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百四十二条の二　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出するものとする。

一　［略］

二　令第七条の二第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

２　［略］

３　令第七条の二第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

４　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百四十三条　［略］

［２・３　略］

４　特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

５　［略］

６　労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（預金等との誤認防止等）

第百三十三条　［同上］

［２～４　同上］

［項を加える。］

（特定労働金庫代理業者の休日の承認の申請等）

第百四十二条の二　［同上］

一　［同上］

二　令第七条の二第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

２　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

３　特定労働金庫代理業者は、令第七条の二第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）

第百四十三条　［同上］

［２・３　同上］

４　特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］

５　［同上］

６　労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合（次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

3　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

4　特定労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

（所属労働金庫の廃業等の掲示等）

第百四十五条　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、第百二十八条第三項各号に掲げる場合とする。

（所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百五十一条　所属労働金庫は、労働金庫代理業者の労働金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百二十八条第三項各号に掲げる場合を除き、当該労働金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

［七～九　略］

2　［略］

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　［同上］

一　［同上］

二　前項第四号に該当する場合

三　［同上］

（所属労働金庫の廃業等の掲示）

第百四十五条　労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属労働金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金等その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百五十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　同上］

2　［同上］

別紙様式第12号（第128条第１項関係）　［略］
別紙様式第13号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）
［１・２　略］
［１～３　略］
４　使用人の状況
［表略］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
２　［略］
［５・６　略］

別紙様式第14号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名

（記載上の注意）
［１・２　略］
［１～３　略］
４　役員及び使用人の状況
［表略］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。
２　［略］
［５・６　略］

別紙様式第12号（第128条関係）　［同左］
別紙様式第13号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）
［１・２　同左］
［１～３　同左］
４　使用人の状況
［同左］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。
２　［同左］
［５・６　同左］

別紙様式第14号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名

（記載上の注意）
［１・２　同左］
［１～３　同左］
４　役員及び使用人の状況
［同左］
（記載上の注意）
１　本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
２　［同左］
［５・６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第十八号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

総務大臣　松本　剛明

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（出資の認可申請） **第十五条**　［略］ 2　前項の場合において、出資の相手方が法第二十二条第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。 ［一～四　略］	（出資の認可申請） **第十五条**　［同上］ 2　前項の場合において、出資の相手方が法第二十二条第四号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二条の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。 ［一～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］	［一～六　同上］
七　機構法第十四条第一項第七号イに掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練並びに同号ロに掲げるサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対する必要な助言及び情報の提供に関する事項	七　機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に関する事項
［八～十六　略］	［八～十六　同上］
十七　削除	十七　機構法第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項
十八　機構法第十四条第二項第四号に掲げる身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）第四条に規定する業務に関する事項	十八　機構法第十四条第二項第五号に掲げる身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）第四条に規定する業務に関する事項
［十九～二十二　略］	［十九～二十二　同上］
附　則	**附　則**
（業務方法書の記載事項に関する経過措置）	（業務方法書の記載事項に関する経過措置）
第二条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が機構法附則第八条第一項に規定する業務を行う場合には、当該業務に関する事項とする。	**第二条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。
［削る］	一　機構法附則第八条第一項に規定する業務
［削る］	二　機構法附則第八条第二項に規定する業務
［削る］	三　機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）
［削る］	（業務方法書の記載事項等の特例）
	第三条　機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。）」とあるのは「特定業務」という。）並びに機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令

（会計の原則）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の行う業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「令和五年改正法」という。）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「出資継続業務」という。）を除く。）に係る会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

［２・３　略］

（勘定区分）

第二条　機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条及び附則第十条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない償却資産）

第三条　総務大臣は、機構が業務（出資継続業務を除く。）のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

［２　略］

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第四条　総務大臣は、機構が業務（出資継続業務を除く。）のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第五条　機構に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の五第一項の中長期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

改正前

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令

（会計の原則）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の行う業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務に限る。以下「通信・放送開発金融関連業務」という。）を除く。）に係る会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

［２・３　同上］

（勘定区分）

第二条　機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない償却資産）

第三条　総務大臣は、機構が業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

［２　同上］

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第四条　総務大臣は、機構が業務（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第五条　機構に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の五第一項の中長期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

（財務諸表）

第六条　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第六条の二　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　事業報告書（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　サービス（出資継続業務に係るものを除く。）を適正かつ持続的に提供するための源泉

七　業務（出資継続業務を除く。）の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績（出資継続業務に係るものを除く。）の適正な評価に資する情報

九　業務（出資継続業務を除く。）の成果及び当該業務に要した資源

十　予算（出資継続業務に係るものを除く。）及び決算（出資継続業務に係るものを除く。）の概要

十一　財務諸表（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）の要約

十二　財政状態（出資継続業務に係るものを除く。）及び運営状況（出資継続業務に係るものを除く。）の機構の長による説明

［十三　略］

十四　機構の行う業務（出資継続業務を除く。）に係る基礎的な情報

（財務諸表の閲覧期間）

第七条　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第七条の二　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第七条の三　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

［２　略］

（財務諸表）

第六条　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第六条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　事業報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　同上］

六　サービス（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を適正かつ持続的に提供するための源泉

七　業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の適正な評価に資する情報

九　業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）の成果及び当該業務に要した資源

十　予算（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）及び決算（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の概要

十一　財務諸表（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）の要約

十二　財政状態（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）及び運営状況（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の機構の長による説明

［十三　同上］

十四　機構の行う業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る基礎的な情報

（財務諸表の閲覧期間）

第七条　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第七条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第七条の三　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

［２　同上］

３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

［一～七　略］

［４　略］

（短期借入金の認可の申請）

第八条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　略］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条　総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産（出資継続業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

［削る］

３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

［一～七　同上］

［４　同上］

（短期借入金の認可の申請）

第八条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　同上］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条　総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十条　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

［削る］

［削る］

［削る］

（中長期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十一条　機構は、通則法第四十四条第三項の中長期計画において通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に通知しなければならない。

２　総務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十二条　通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）に係る民間出資の払戻しに係る催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうち何れの方法によるかの別

イ　当該不要財産の払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること

四　当該払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

２　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十三条　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

２　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

３　総務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち通則法第四十六条の三第三項の規定により総務大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。

［削る］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十一条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

（増資の認可の申請）

第十二条　機構は、機構法第六条第二項の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十三条　［略］

附　則

［削る］

4　機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により総務大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十四条　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を減少したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告するものとする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十五条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十六条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（増資の認可の申請）

第十七条　機構は、機構法第六条第二項の認可（機構法第十八条第一項に規定する信用基金に係るものを除く。）を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　同上］

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十八条　［同上］

附　則

（会計の原則等の特例）

第三条　機構法附則第八条第五項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条第一項中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「通信・放送開発金融関連業務」というの。）」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

改正後	改正前
（勘定区分） **第二条**　機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（勘定区分） **第二条**　機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条及び附則第十条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。 （積立金の処分に係る承認申請書の添付書類） **第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第二条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の廃止） **第五条**　特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）は、廃止する。

附　則

この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○総務省令第一号
財務省令第一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省財務省令第一号）

二　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第三条第二項の規定により国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う同項に規定する業務については、この省令の本則の規定による廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（以下この条において「旧業務運営省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧業務運営省令本則中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「出資継続業務」と、旧業務運営省令第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第

四号」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「改正法」という。）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（改正法による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第二号」と、旧業務運営省令第三条第一号及び第八条並びに第九条第二項中「機構法」とあるのは「旧機構法」と、旧業務運営省令第八条中「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定」とあるのは「出資の決定」と、旧業務運営省令別記様式第二中「国立研究開発法人情報通信研究機構法」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）」とする。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条第二項の規定により機構が行う同項に規定する業務については、この省令の本則の規定による廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（以下この条において「旧財務及び会計省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧財務及び会計省令本則中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「出資継続業務」と、旧財務及び会計省令第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びに」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「改正法」という。）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（改正法による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第二号に掲げる業務及び」と、旧財務及び会計省令第二条中「機構法第十六条」とあるのは「旧機構法第十六条」と、旧財務及び会計省令第六条中「通則法第四十六条の二第一項若しくは第四十六条の三第一項」とあるのは「通則法第四十六条の二第一項又は第二項」と、「通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書」とあるのは「通則法第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「通則法第四十六条の二」と、旧財務及び会計省令第十条中「通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項」とあるのは「通則法第四十六条の二第二項」と、旧財務及び会計省令第十九条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二十六号）による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」とする。

○法務省令第十号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

法務大臣　小泉　龍司

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十一条）
第二章　経過措置（第十二条）
附則

第一章　関係省令の整備

（婦人補導院処遇規則等の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　婦人補導院処遇規則（昭和三十三年法務省令第八号）
二　保護具の製式（昭和三十三年法務省令第九号）
三　婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）

（不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部改正）

第二条　不動産登記嘱託職員を指定する府令（昭和二十四年法務府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。
［略］	［同上］
少年鑑別所長 地方更生保護委員会委員長	少年鑑別所長 婦人補導院長 地方更生保護委員会委員長
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　［略］ 一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間及び同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間	（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　［同上］ 一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百四十二条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致され、収容されている期間、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている期間、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている期間及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（更生保護事業法施行規則の一部改正）

第四条　更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号（第二十九条関係）

（宿泊型保護事業用）

保　護　簿

（ふりがな）
氏　名
生年月日　年　月　日生　男・女

種別					
委託保護	補導援護・救護	(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者　(5)刑執行停止中の者	保護観察期間	・・～・・	
更生緊急保護		(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後　(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金又は科料 (七)労役場出場・仮出場　(八)少年院送致・仮送致	法定期間	・・～・・	
任意保護		(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了　(ウ)その他	更生保護法第85条第4項ただし書適用の有無	有・無	
			重点課題状況	・	

入所年月日	・・	退所年月日	・・

保護の状況	委託保護					任意保護の状況	特記事項	
	受託等年月日	食事付宿泊	宿泊	委託保護終了予定日	宿泊の供与日数			
		(一般)	補導援護・救護		補導援護・救護			
			更生緊急保護		更生緊急保護			
			任意保護		任意保護			
	食事の給与日数							
	補導援護・救護							
	保護の実施結果						その他の保護	

退所時の状況	退所理由	(1)満期退所　(2)勧告退所　(3)無断退所 (4)事故退所　(5)その他	遺留金品	有・無
	退所先	(1)親族　(2)知人・友人　(3)下宿・寮等　(4)就業先　(5)出監地還送 (6)その他　(7)不詳		
	退所時の職業	(1)専門的・技術的職業従事者　(2)管理的職業従事者　(3)事務従事者　(4)販売従事者 (5)サービス職業従事者　(6)保安職業従事者　(7)農林・漁業作業者　(8)運輸・通信従事者 (9)技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者　(10)無職者　(11)不詳		

退所後の状況	訪問援護・フォローアップの実施状況	受託等年月日	委託保護終了予定日	区分	(1)生活相談 (2)特定補導	備考	

処　遇　の　記　録	
（処遇計画）	
（年　月　日）	

（通所・訪問型保護事業用）

保　護　簿

（ふりがな） 氏　　名 生年月日		年　月　日生　男・女
種別	補導援護・救護	(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者 (5)刑執行停止中の者
	更生緊急保護	(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後　(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金又は科料 (七)労役場出場・仮出場　(八)少年院退院・仮退院　(九)実刑部分執行終了
	その他	(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了

区分 保護実施日又は委託期間	帰住の援助	医療の援助	就職の援助	金品の給与			金品の貸与			生活相談	特定補導	その他
				帰住旅費	食事費	その他	帰住旅費	食事費	その他			

備考	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(九)実刑部分執行終了」とすること。

3　宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。

4　職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練）　日間（　．　．　～　．　．　）」と記載すること。

5　宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。

6　宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。

7　通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に○印を記載すること。

8　宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。

9　保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十一号（第二十九条関係）

金品給貸与簿

年月日	種別	氏名 生年月日	金員			物品			
			給与額	貸与額	返還額	品目	給与数	貸与数	返還数
	（　　）	年　月　日生							

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。

(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者

(5)刑執行停止中の者

(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)刑執行猶予確定前　(四)刑執行猶予確定後

(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金又は科料　(七)労役場出場・仮出場

(八)少年院退院・仮退院　(九)実刑部分執行終了（※）

(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了

（※）「(九)実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。

３　貸与した金員又は物品の返還があったときは、その日付及び金額又は数量を当該貸与した日の「返還額」又は「返還数」の欄に記載すること。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第二十二号（第二十九条関係）

被保護者名簿

（宿泊型保護事業用）

種別	氏名 生年月日	委託		任意		備考
		保護開始 年月日	保護終了 年月日	保護開始 年月日	保護終了 年月日	
（　）	年　月　日生					

（通所・訪問型保護事業用（甲））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生			

（通所・訪問型保護事業用（乙））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
（　）	年　月　日生		１　金品給与　帰住旅費（　） 食事費　（　） その他　（　） ２（　）	

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。

(1)保護観察処分少年　(2)少年院仮退院者　(3)仮釈放者　(4)保護観察付執行猶予者

(5)刑執行停止中の者

(一)刑執行終了　(二)刑執行免除　(三)刑執行猶予確定前　(四)刑執行猶予確定後

(五)起訴猶予・処分保留　(六)罰金又は科料　(七)労役場出場・仮出場

(八)少年院退院・仮退院　(九)実刑部分執行終了（※）

(ア)保護観察終了　(イ)法定期間満了

（※）「(九)実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。

３　通所・訪問型保護事業用（乙）の記入に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)　「保護の内容」の欄には、金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し、金品給与以外の場合には「２」にその内容を記載する。

(2)　「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに、貸与した金品の返還があったときは、その日付、金額又は数量を記載する。

（国際受刑者移送法施行規則の一部改正）

第五条　国際受刑者移送法施行規則（平成十五年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え） **第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続、保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。	（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え） **第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項から第五項まで、第十一条第二項及び第三項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十一条、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条を除く。）並びに第五章（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部改正） **第六条**　犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　仮釈放等 第一節　仮釈放、仮出場及び少年院からの仮退院 ［第一款～第七款　略］ 第二節　収容中の者の不定期刑の終了（第三十五条―第三十七条） 第三節　収容中の者の退院（第三十八条―第四十条の五） 第三章　保護観察 ［第一節～第五節　略］ 第六節　削除 第七節　［略］ ［第四章～第六章　略］ 附則 （目的） **第一条**　この規則は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、更生保護法（以下「法」という。）の規定に基づいて行う社会内における処遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	目次 第一章　［同上］ 第二章　仮釈放等 第一節　仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院 ［第一款～第七款　同上］ 第二節　刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了（第三十五条―第三十七条） 第三節　少年院に収容中の者の退院（第三十八条―第四十条の五） 第三章　保護観察 ［第一節～第五節　同上］ 第六節　婦人補導院仮退院者（第百六条―第百九条） 第七節　［同上］ ［第四章～第六章　同上］ 附則 （目的） **第一条**　この規則は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、更生保護法（以下「法」という。）及び売春防止法の規定に基づいて行う社会内における処遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

（実施に当たる者の態度）

第三条　法及びこの規則の規定による措置及び調査の実施に当たっては、法第一条に規定する目的を踏まえ、公正を旨とし、社会内における処遇の対象となる者に対しては厳格な姿勢と慈愛の精神をもって接し、関係人に対しては誠意をもって接し、その信頼を得るように努めなければならない。

（決定の告知）

第六条　［略］

２　法第二十七条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、決定の対象とされた者の現在地を管轄する保護観察所の長又はその者が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長、少年院の長若しくは少年鑑別所の長に、同条第一項の告知を嘱託し、前条第一項の決定書を画像読取装置（スキャナ及びこれに準ずる画像読取装置をいう。第五十九条において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法であって次に掲げるもの（第五十九条において「電磁的方法」という。）により提供し、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したものを当該決定の対象とされた者に交付させる方法その他の適当な方法とする。

［一・二　略］

３　［略］

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び売春防止法において使用する用語の例による。

（実施に当たる者の態度）

第三条　法及び売春防止法並びにこの規則の規定による措置及び調査の実施に当たっては、法第一条に規定する目的を踏まえ、公正を旨とし、社会内における処遇の対象となる者に対しては厳格な姿勢と慈愛の精神をもって接し、関係人に対しては誠意をもって接し、その信頼を得るように努めなければならない。

（決定の告知）

第六条　［同上］

２　法第二十七条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、決定の対象とされた者の現在地を管轄する保護観察所の長又はその者が収容されている刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長に、同条第一項の告知を嘱託し、前条第一項の決定書を画像読取装置（スキャナ及びこれに準ずる画像読取装置をいう。第五十九条において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法であって次に掲げるもの（第五十九条において「電磁的方法」という。）により提供し、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したものを当該決定の対象とされた者に交付させる方法その他の適当な方法とする。

［一・二　同上］

３　［同上］

第一節　仮釈放、仮出場及び少年院からの仮退院

（身上関係事項の通知等）

第七条　矯正施設の長（刑事施設の長及び少年院の長をいう。以下同じ。）は、懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されている者、労役場に留置されている者若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地又は当該住居がないときはその者が釈放された後に居住することを希望する場所をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

［一～十　略］

十一　引受人（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者又は保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下本号において「矯正施設被収容者」という。）が釈放された後にその者と同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その者の改善更生のために特に協力する者をいう。以下同じ。）又は引受人以外の者で

第一節　仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

（身上関係事項の通知等）

第七条　刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条第一項第三号若しくは同法第六十四条第一項第三号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、当該刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者、保護処分の執行のため少年院に収容されている者又は補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地又は当該住居がないときはその者が釈放された後に居住することを希望する場所をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

［一～十　同上］

十一　引受人（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者、保護処分の執行のため少年院に収容されている者又は補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者（以下本号において「矯正施設被収容者」という。）が釈放された後にその者と同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その者の改善更生のために特に

あって矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況

［十二・十三　略］

［2～4　略］

［項を削る。］

協力する者をいう。以下同じ。）又は引受人以外の者であって矯正施設被収容者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者（以下「引受人等」という。）の状況

［十二・十三　同上］

［2～4　同上］

5　婦人補導院の長は、補導処分に付された者を収容したときは、速やかに、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、売春防止法第二十五条第二項の規定による通告をするとともに、当該地方委員会及び婦人補導院に収容された者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

一　婦人補導院に収容された者の氏名、生年月日及び本籍

二　売春防止法第十七条第一項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所の名称、刑の言渡し及び確定の年月日、罪名、刑名、刑期並びに刑の執行猶予の期間

三　収容した日及び収容すべき期間の終了日

四　引受人等の状況

五　婦人補導院における処遇の状況

六　第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

（審査）

第九条　矯正施設の長は、次に掲げる者について、仮釈放、仮出場又は少年院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査（以下「審査」という。）を行わなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

（参考意見の聴取等）

第十条　［略］

一　審査の対象となる者の処遇に関係のある当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）及び少年院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者

［二・三　略］

［2・3　略］

（審査の時期）

第十一条　懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

2　［略］

［項を削る。］

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　矯正施設の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

2　［略］

第十四条　削除

仮出場、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院（以下「仮釈放等」という。）を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査（以下「審査」という。）を行わなければならない。

［一～三　同上］

四　補導処分の執行のため収容している者

（参考意見の聴取等）

第十条　［同上］

一　審査の対象となる者の処遇に関係のある当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）、少年院及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（審査の時期）

第十一条　懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容している者の審査は、法定期間の末日までに行い、その後の審査は、少なくとも六月ごとに行うものとする。

2　［同上］

3　婦人補導院に収容している者の審査は、その収容の日から二月を経過する日までに行うものとする。

（仮釈放及び仮出場の申出の基準）

第十二条　刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、第二十八条に定める基準に該当すると認めるときは、法第三十四条第一項の規定による申出をするものとする。

2　［同上］

（婦人補導院からの仮退院の申出の基準）

第十四条　婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、第三十一条に定める基準に該当すると認めるときは、売春防止法第二十五条第三項の規定による申出をするものとする。

（仮釈放等の申出の取下げ）

第十六条　矯正施設の長は、仮釈放等を許すべき旨の申出に係る者について、地方委員会が仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をする前に第二十八条から第三十条まで又は少年院法第百三十五条に定める基準に該当しなくなったと認めるときは、当該申出を取り下げるものとする。

（仮釈放等の審理開始の判断のための調査）

第十七条　法第三十六条第一項（法第四十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による調査は、次条各号に掲げる事項について行うものとする。

2　［略］

（委員の面接）

第十九条　地方委員会の委員は、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、審理対象者と面接するに当たっては、審理対象者の陳述の内容、態度等から、第二十八条、第二十九条又は法第四十一条（第三十条に定めるものを含む。）に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握し、的確な心証を得ることに努めるものとする。

（面接の省略）

第二十一条　法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

八　災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であって、地方委員会が、第二十八条又は法第四十一条（第三十条に定めるものを含む。）に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握することができたとき。

（参考意見の聴取等）

第二十二条　第十条の規定は、仮釈放等を許すか否かに関する審理について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）及び少年院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者」とあるのは「協力者」と、同項第二号中「当該矯正施設の職員以外の精神医学」とあるのは「精神医学」と読み替えるものとする。

（聴取した意見等の通知）

第二十七条の二　地方委員会は、法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取した場合において、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるときは、当該意見等に係る審理対象者を収容している矯正施設の長に対し、当該矯正施設における処遇の実施に必要な事項を通知するものとする。

（仮釈放許可の基準）

第二十八条　法第三十九条第一項に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

（仮釈放等の申出の取下げ）

第十六条　矯正施設の長は、仮釈放等を許すべき旨の申出に係る者について、地方委員会が仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断をする前に第二十八条から第三十一条まで又は少年院法第百三十五条に定める基準に該当しなくなったと認めるときは、当該申出を取り下げるものとする。

（仮釈放等の審理開始の判断のための調査）

第十七条　法第三十六条第一項（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による調査は、次条各号に掲げる事項について行うものとする。

2　［同上］

（委員の面接）

第十九条　地方委員会の委員は、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、審理対象者と面接するに当たっては、審理対象者の陳述の内容、態度等から、第二十八条、第二十九条、第三十一条又は法第四十一条（第三十条に定めるものを含む。）に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握し、的確な心証を得ることに努めるものとする。

（面接の省略）

第二十一条　法第三十七条第一項ただし書（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　同上］

八　災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により面接を行うことが困難であると認められる場合であって、地方委員会が、第二十八条、第三十一条又は法第四十一条（第三十条に定めるものを含む。）に定める基準に該当するか否かを判断するために必要な事項を把握することができたとき。

（参考意見の聴取等）

第二十二条　第十条の規定は、仮釈放等を許すか否かに関する審理について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当該矯正施設（刑事施設（当該刑事施設に附置された労役場を含む。）、少年院及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の職員以外の協力者」とあるのは「協力者」と、同項第二号中「当該矯正施設の職員以外の精神医学」とあるのは「精神医学」と読み替えるものとする。

（聴取した意見等の通知）

第二十七条の二　地方委員会は、法第三十八条第一項の規定により意見等を聴取した場合において、被害者等の意向に配慮しつつ必要があると認めるときは、当該意見等に係る審理対象者を収容している刑事施設又は少年院の長に対し、当該刑事施設又は少年院における処遇の実施に必要な事項を通知するものとする。

（仮釈放許可の基準）

第二十八条　法第三十九条第一項に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

第三十一条　削除

第三十二条　［略］

［一～三　略］

四　保護処分の取消し、恩赦、逃走、死亡その他の事情により矯正施設に収容中の者でなくなったとき。

2　［略］

（審理再開事由の通知等）

第三十三条　矯正施設の長又は保護観察所の長は、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者について、法第三十九条第四項（法第四十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別の事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

2　［略］

第二節　収容中の者の不定期刑の終了

（収容中の者の不定期刑の終了の申出の基準）

第三十五条　矯正施設の長は、不定期刑の執行のため収容している者について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、法第四十三条の規定による申出をするものとする。

（収容中の者の不定期刑の終了の基準）

第三十六条　法第四十四条第一項の規定による刑の執行を受け終わったものとする処分は、不定期刑の執行のため矯正施設に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づき、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

（婦人補導院からの仮退院許可の基準）

第三十一条　売春防止法第二十五条第一項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す処分は、補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者について、補導の成績が良好であり、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。

第三十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　保護処分の取消し、補導処分の失効、恩赦、逃走、死亡その他の事情により矯正施設に収容中の者でなくなったとき。

2　［同上］

（審理再開事由の通知等）

第三十三条　矯正施設の長又は保護観察所の長は、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者について、法第三十九条第四項（法第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特別の事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

2　［同上］

第二節　刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了

（刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出の基準）

第三十五条　刑事施設の長又は少年院の長は、不定期刑の執行のため収容している者について、次条に定める基準に該当すると認めるときは、法第四十三条の規定による申出をするものとする。

（刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の基準）

第三十六条　法第四十四条第一項の規定による刑の執行を受け終わったものとする処分は、不定期刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、その性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、矯正施設における処遇の経過及び生活態度、帰住予定地の生活環境、釈放後の生活の計画その他の事情を考慮し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することが確実であり、かつ、保護観察を要しないと認めるときにするものとする。

第三節　収容中の者の退院

（収容中の者の退院の申出の基準）

第三十八条　［略］

（収容中の者の退院の基準）

第三十九条　［略］

（処遇の方針）

第四十一条　法第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四に規定する指導監督（以下「指導監督」という。）は、保護観察対象者の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づき、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

第三十八条　［同上］

（少年院に収容中の者の退院の基準）

第三十九条　［同上］

（処遇の方針）

第四十一条　法第五十七条、法第六十五条の三及び法第六十五条の四（これらの規定を売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導監督（以下「指導監督」という。）は、保護観察対象者（売春防止法第二十六条第一項の規定により保護観察に付されている者（以下「婦人補導院仮退院者」という。）を含む。第七十一条を除き、以下同じ。）の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づき、改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

2　法第五十八条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する補導援護（以下「補導援護」という。）は、保護観察対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにする上での困難の程度を的確に把握し、これに基づき、その自助の責任を踏まえつつ、法第五十八条各号に掲げる方法のうち適当と認められるものによって、必要かつ相当な限度において行うものとする。

3　［略］

（転居又は旅行の許可の申請）

第四十六条　法第五十条第一項第五号の転居又は旅行の許可を受けようとする保護観察対象者は、次に掲げる事項を記載した書面により、その保護観察をつかさどる保護観察所の長に申請しなければならない。ただし、急速を要するときその他やむを得ない事由があると認められるときは、電話その他の適当な方法によることができる。

［一～五　略］

（少年院仮退院者及び仮釈放者の特別遵守事項の設定及び変更）

第五十条　地方委員会は、法第五十二条第二項の規定により、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が収容されている矯正施設の長又は当該決定の対象となる者について法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2　前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3　［略］

4　保護観察所の長は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条第二項に規定する申出をするものとする。

5　［略］

（刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間における保護観察付一部猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）

第五十条の二　地方委員会は、保護観察付一部猶予者（仮釈放中の者を除く。）について、法第五十二条第四項の規定により、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、その者が収容されている矯正施設の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間中の保護観察

2　法第五十八条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する補導援護（以下「補導援護」という。）は、保護観察対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等の状況及び被害者等の被害の回復又は軽減のためにとった行動の状況、住居、就業又は通学に係る生活環境等を考慮し、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにする上での困難の程度を的確に把握し、これに基づき、その自助の責任を踏まえつつ、法第五十八条各号に掲げる方法のうち適当と認められるものによって、必要かつ相当な限度において行うものとする。

3　［同上］

（転居又は旅行の許可の申請）

第四十六条　法第五十条第一項第五号（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の転居又は旅行の許可を受けようとする保護観察対象者は、次に掲げる事項を記載した書面により、その保護観察をつかさどる保護観察所の長に申請しなければならない。ただし、急速を要するときその他やむを得ない事由があると認められるときは、電話その他の適当な方法によることができる。

［一～五　同上］

（少年院仮退院者、仮釈放者等の特別遵守事項の設定及び変更）

第五十条　地方委員会は、法第五十二条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。第四項並びに第百十条第一項及び第二項において同じ。）の規定により、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、当該決定の対象となる者が収容されている矯正施設の長又は当該決定の対象となる者について法第八十二条第一項若しくは売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2　前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、当該決定をした地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3　［同上］

4　保護観察所の長は、少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者について、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、定めるべき又は変更すべき特別遵守事項の内容を書面により示すとともに、必要な資料を提示して、法第五十二条第二項に規定する申出をするものとする。

5　［同上］

（刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間における保護観察付一部猶予者の特別遵守事項の設定及び変更）

第五十条の二　地方委員会は、保護観察付一部猶予者（仮釈放中の者を除く。）について、法第五十二条第四項の規定により、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更するに当たり、その者が収容されている刑事施設の長、少年院の長又は法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長から猶予期間

における特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2　前項の矯正施設の長又は保護観察所の長は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始（保護観察付一部猶予者が仮釈放を許す旨の決定を受けた者である場合は、釈放。第五十二条第八項及び第九十九条の二第一項において準用する第八十一条の七第二項において同じ。）までの間に、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、その者を収容中の矯正施設の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

［3～5　略］

（特別遵守事項の取消し等）

第五十二条　保護観察所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十三条第一項の規定による特別遵守事項の取消し又は同条第二項若しくは同条第四項に規定する申出をするものとする。

一　特別遵守事項（法第五十一条第二項第四号、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）について、保護観察対象者の遵守の意欲及び態度、遵守していると認める期間その他の遵守の状況並びに指導監督の状況等を考慮し、これを取り消しても、必要な指導監督を行うことについて支障がなく、保護観察対象者が健全な生活態度を保持することができると認めるとき。

二　［略］

［2・3　略］

中の保護観察における特別遵守事項に関する意見が表明されているときは、当該意見を考慮するものとする。

2　前項の刑事施設の長、少年院の長又は保護観察所の長は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始（保護観察付一部猶予者が仮釈放を許す旨の決定を受けた者である場合は、釈放。第五十二条第八項及び第九十九条の二第一項において準用する第八十一条の七第二項において同じ。）までの間に、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めるときは、速やかに、その者を収容中の刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会に対し、書面により、その旨及びその内容を通知しなければならない。

［3～5　同上］

（特別遵守事項の取消し等）

第五十二条　保護観察所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十三条第一項の規定による特別遵守事項の取消し又は同条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同条第四項に規定する申出をするものとする。

一　特別遵守事項（法第五十一条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）第二項第四号、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）について、保護観察対象者の遵守の意欲及び態度、遵守していると認める期間その他の遵守の状況並びに指導監督の状況等を考慮し、これを取り消しても、必要な指導監督を行うことについて支障がなく、保護観察対象者が健全な生活態度を保持することができると認めるとき。

二　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項又は前項の規定による特別遵守事項の取消しは、当該取消しに係る特別遵守事項の内容を法第五十六条第一項の規定により生活行動指針として定めることを妨げない。

5　［略］

6　第五十条第一項の規定は、地方委員会が、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を取り消す場合について、同条第二項の規定は、同項の矯正施設の長又は保護観察所の長が、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたと認める場合について、同条第三項の規定は、地方委員会が、法第五十三条第二項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について、それぞれ準用する。

［7・8　略］

（遵守事項の通知）

第五十三条　保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、法第五十四条第一項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付するときは、遵守事項を遵守することの重要性について自覚を促すため、これを遵守する旨の誓約をすることを求めるものとする。保護観察対象者に対し、法第五十五条第一項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付するときも、同様とする。

4　第一項又は前項の規定による特別遵守事項の取消しは、当該取消しに係る特別遵守事項の内容を法第五十六条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項の規定により生活行動指針として定めることを妨げない。

5　［同上］

6　第五十条第一項の規定は、地方委員会が、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を取り消す場合について、同条第二項の規定は、同項の矯正施設の長又は保護観察所の長が、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の時までに、当該決定の対象とされた者について特別遵守事項を取り消すべき事情が生じたと認める場合について、同条第三項の規定は、地方委員会が、法第五十三条第二項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について、それぞれ準用する。

［7・8　同上］

（遵守事項の通知）

第五十三条　保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、法第五十四条第一項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付するときは、遵守事項を遵守することの重要性について自覚を促すため、これを遵守する旨の誓約をすることを求めるものとする。保護観察対象者に対し、法第五十五条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第一項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付するときも、同様とする。

２　前項の規定は、矯正施設の長が、法第五十四条第二項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合及び法第五十五条第二項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合について準用する。

（委託の手続）

第五十八条　保護観察所の長は、法第六十一条第二項（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者の意向を参酌し、当該補導援護としてとるべき措置を選定し、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

２　［略］

（応急の救護の措置）

第六十五条　法第六十二条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

［一～四　略］

（出頭の命令の方式）

第六十八条　法第六十三条第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

［一～三　略］

第九十二条　［略］

［一～四　略］

２　前項の規定は、矯正施設の長が、法第五十四条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合及び法第五十五条第二項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合について準用する。

（委託の手続）

第五十八条　保護観察所の長は、法第六十一条第二項（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者の意向を参酌し、当該補導援護としてとるべき措置を選定し、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

２　［同上］

（応急の救護の措置）

第六十五条　法第六十二条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

［一～四　同上］

（出頭の命令の方式）

第六十八条　法第六十三条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下次条及び第七十条において同じ。）第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

［一～三　同上］

第九十二条　［同上］

［一～四　同上］

五　仮釈放の年月日及びその時点において収容されていた矯正施設の名称

［六・七　略］

２　［略］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、矯正施設の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項に規定する事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八十一条の七第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

［2・3　略］

第六節　削除

第百六条から第百九条まで　削除

五　仮釈放の年月日及びその時点において収容されていた刑事施設又は少年院の名称

［六・七　同上］

２　［同上］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、刑事施設の長、少年院の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項に規定する事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八十一条の七第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

第六節　婦人補導院仮退院者

（婦人補導院からの仮退院の取消しの申出の方式等）

第百六条　売春防止法第二十七条第一項に規定する申出は、婦人補導院仮退院者が遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、再び婦人補導院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとする。

第百七条　前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　婦人補導院仮退院者の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居

二　売春防止法第十七条第一項の規定により補導処分に付する旨の言渡しをした裁判所の名称及びその年月日
三　罪名、刑名及び刑期
四　婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をした地方委員会の名称
五　婦人補導院からの仮退院の年月日及びその時点において収容されていた婦人補導院の名称
六　申出の理由
七　その他参考となる事項

（婦人補導院からの仮退院を取り消すか否かに関する審理の開始等）

第百八条　第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された婦人補導院仮退院者について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と、第八十一条の四第一項中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、同条第二項中「法第六十三条第二項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する法第六十三条第二項」と、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する法第七十三条第一項」と、「法第七十三条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

2　第八十八条の五の規定は、売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

（婦人補導院からの仮退院の取消しの決定）

第百九条　売春防止法第二十七条第一項の決定は、第三十一条に定める基準に照らし、第百六条の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

第百十条　第十六条の規定は、その性質に反しない限り、第九十九条の二第二項、法第五十二条第二項及び第四項後段、法第五十三条第二項及び第四項後段、法第七十一条、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第二項、法第七十七条第一項並びに法第七十八条第一項に規定する申出について準用する。

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項並びに法第七十八条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［略］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項及び法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事

2　第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十二条の規定は、その性質に反しない限り、法第五十二条第二項及び第四項、法第五十三条第二項及び第四項、法第六十八条の五第一項及び第二項、法第六十八条の七第一項及び第二項（法第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二第一項、法第七十四条第一項、法第七十五条第一項、法第七十七条第一項、第二項及び第七項、法第七十八条第一項並びに売春防止法第二十七条第一項の決定をするか否かに関する審理並びに法第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理について準用する。

3　［同上］

（生活環境の調整の計画並びに保護観察官及び保護司の指名）

第百十一条　第四十二条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、法第八十二条第一項、法第八十三条及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「犯罪又は非行に結び付

項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、「保護観察付一部猶予者について仮釈放中の保護観察に引き続き猶予期間中の保護観察を開始したとき」とあるのは「収容中の者について釈放された場合に出入国管理及び難民認定法第二十四条各号に掲げる者として本邦からの退去を強制される見込みがあるとき」と、第四十三条第一項中「分析並びに実施計画」とあるのは「実施計画」と、同条第一項、第三項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。

2　［略］

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第百十二条　保護観察所の長は、法第八十二条第一項の規定による生活環境の調整においては、同項の規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるもののない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

［一～七　略］

［2～4　略］

第百十三条　［略］

［一～五　略］

六　生活環境調整対象者の矯正施設に収容される前の生活の状況及び交友関係

［七・八　略］

2　［略］

く要因及び改善更生に資する事項について分析し、指導監督及び補導援護の方法、保護観察を実施する上での留意事項等」とあるのは「調整を要する事項及び行うべき調整の内容」と、「保護観察付一部猶予者について仮釈放中の保護観察に引き続き猶予期間中の保護観察を開始したとき」とあるのは「収容中の者について釈放された場合に出入国管理及び難民認定法第二十四条各号に掲げる者として本邦からの退去を強制される見込みがあるとき」と、第四十三条第一項中「分析並びに実施計画」とあるのは「実施計画」と、同条第一項、第三項及び第四項中「指導監督及び補導援護」とあるのは「生活環境の調整」と読み替えるものとする。

2　［同上］

（収容中の者に対する生活環境の調整の方法）

第百十二条　保護観察所の長は、法第八十二条第一項及び売春防止法第二十四条第一項の規定による生活環境の調整においては、これらの規定に掲げる者（以下「生活環境調整対象者」という。）が釈放された後に、健全な生活態度を保持し、自立した生活を営むことについて、必要となるものが確保でき、かつ、これを妨げるもののない生活環境が備わるよう、次に掲げる事項に関する必要な調整を行うものとする。

［一～七　同上］

［2～4　同上］

第百十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　生活環境調整対象者の刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活の状況及び交友関係

［七・八　同上］

2　［同上］

（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第百十四条　［略］

2　第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに第百十三条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項中「釈放された後」とあり、及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「同項」と、第百十三条第一項第六号中「矯正施設に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第百十四条の二　［略］

［2・3　略］

4　第百十二条（第一項第二号及び第四項を除く。）及び第百十三条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の二第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「同項」と、第百十二条第三項中「生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長」とあるのは「生活環境調整対象者の刑事上の手続に関与している検察官」と、第百十三条第一項中「保護観察官又は保護司」

（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第百十四条　［同上］

2　第百十二条第一項（第二号を除く。）及び第二項並びに第百十三条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項中「釈放された後」とあり、及び「釈放後」とあるのは「当該裁判が確定した後」と、同条第二項中「釈放後」とあるのは「その者の当該裁判が確定した後」と、同条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「前項」と、第百十三条第一項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前の生活」とあるのは「生活」と読み替えるものとする。

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第百十四条の二　［同上］

［2・3　同上］

4　第百十二条（第一項第二号及び第四項を除く。）及び第百十三条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第八十三条の二第一項の規定による生活環境の調整について準用する。この場合において、第百十二条第一項第三号中「引受人等以外の生活環境調整対象者の家族」とあるのは「家族」と、同条第二項中「引受人等又は同項」とあるのは「同項」と、第百十二条第三項中「生活環境調整対象者が収容されている矯正施設の長」とあるのは「生活環境調整対象者の刑事上の手続に関与している検察官」と、第百十三条第一項中「保護観察官又は保護司」

とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「矯正施設に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。

5　［略］

（更生緊急保護の実施の基準）

第百十五条　法第八十五条第一項に規定する更生緊急保護（以下「更生緊急保護」という。）は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。

2　［略］

（更生緊急保護の申出等）

第百十八条　保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六条第一項に規定する申出をさせなければならない。

2　検察官又は矯正施設の長は、法第八十五条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

とあるのは「保護観察官」と、同項第六号中「刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容される前」とあるのは「勾留前」と読み替えるものとする。

5　［同上］

（更生緊急保護の実施の基準）

第百十五条　法第八十五条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する更生緊急保護（以下「更生緊急保護」という。）は、その対象となる者が、進んで法律を守る善良な社会の一員となり、速やかに改善更生する意欲を有する者であると認められる場合に限り、行うものとする。

2　［同上］

（更生緊急保護の申出等）

第百十八条　保護観察所の長は、更生緊急保護を受けようとする者に対し、書面により法第八十六条（売春防止法第三十一条においてみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する申出をさせなければならない。

2　検察官又は矯正施設の長は、法第八十五条第一項各号に掲げる者（売春防止法第三十一条の規定により法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなされる者を含む。）について、刑事上の手続、保護処分又は補導処分による身体の拘束を解くに当たり、更生緊急保護の必要があると認めるとき又はその者がこれを希望するときは、更生緊急保護の制度及び申出の手続について記載した書面並びにその者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項を記載した書面をその者に交付しなければならない。

［3・4　同上］

（更生保護委託費支弁基準の一部改正）

第七条　更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（この省令の趣旨） **第一条**　更生保護法（以下「法」という。）第八十五条第三項の規定に基づく委託によって生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十九条の二までに定めるところによる。	（この省令の趣旨） **第一条**　更生保護法（以下「法」という。）第八十五条（売春防止法第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。以下同じ。）第三項の規定に基づく委託によって生ずる費用の支弁については、この省令の次条から第十九条の二までに定めるところによる。
（補導援護及び応急の救護についての準用） **第二十条**　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。	（補導援護及び応急の救護についての準用） **第二十条**　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。
（法務省組織規則の一部改正） **第八条**　法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。	
改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　［略］	目次 第一章　本省 第一節　［同上］

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
第二節　施設等機関 ［第一款・第二款　略］ 第三款　削除 ［第四款・第五款　略］ 第三節　［略］ ［第二章～第四章　略］ 附則 （警備対策室及び企画官） **第十条**　［略］ ２　［略］ 一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（次号において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。 ［二～四　略］ ［３・４　略］ （処遇企画官） **第十五条**　［略］ ２　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 **第三款**　削除 **第二十一条**　削除	第二節　施設等機関 ［第一款・第二款　同上］ 第三款　婦人補導院（第二十一条） ［第四款・第五款　同上］ 第三節　［同上］ ［第二章～第四章　同上］ 附則 （警備対策室及び企画官） **第十条**　［同上］ ２　［同上］ 一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（次号において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。 ［二～四　同上］ ［３・４　同上］ （処遇企画官） **第十五条**　［同上］ ２　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 **第三款**　婦人補導院 **第二十一条**　婦人補導院については、婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）の定めるところによる。

（保護観察所組織規則の一部改正）

第九条　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（首席保護観察官の職務） **第四条**　［略］	（首席保護観察官の職務） **第四条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
［一～四　略］ 五　［略］ 六　刑事施設又は少年院に収容されている者に対する生活環境の調整に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。 七～十七　［略］ ２　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第四号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第六号及び第七号に掲げる事務、同項第八号から第十三号まで並びに第十五号から第十七号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十四号に掲げる事務をつかさどる。 （社会復帰対策官の職務） **第四条の二**　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号及び第十六号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。	［一～四　同上］ 五　婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者の保護観察に関すること。 六　［同上］ 七　刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容されている者に対する生活環境の調整に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。 八～十八　［同上］ ２　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第五号までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第七号及び第八号に掲げる事務、同項第九号から第十四号まで並びに第十六号から第十八号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第五号まで、第七号及び第八号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十五号に掲げる事務をつかさどる。 （社会復帰対策官の職務） **第四条の二**　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第七号、第九号及び第十七号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方更生保護委員会事務局組織規則の一部改正）

第十条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

改正後	改正前
（調整指導官の職務） **第四条の二**　調整指導官は、刑事施設又は少年院に収容されている者に対する生活環境の調整に関する事務をつかさどる。	（調整指導官の職務） **第四条の二**　調整指導官は、刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容されている者に対する生活環境の調整に関する事務をつかさどる。
（首席審査官の職務） **第五条**　［略］	（首席審査官の職務） **第五条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
［号を削る。］	七　婦人補導院からの仮退院を許し、又はその処分を取り消す処分に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。
七　［略］	八　［同上］
八　収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者又は保護観察付一部猶予者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。	九　収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者、保護観察付一部猶予者又は婦人補導院からの仮退院を許された者についてする特別遵守事項の設定、変更及び取消しに関すること。
九　［略］	十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省環境省令第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の十六第七項第四号、第三十三条の二十五第一項及び第三十三条の二十七第七項第四号並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年三月二十二日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令等の一部を改正する省令

（特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第一条　特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第二部の所掌事務） **第三条**　［略］	（第二部の所掌事務） **第三条**　［同上］
一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。	一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。
［二～八　略］	［二～八　同上］
（成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［略］	（成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［同上］
一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所及び拘置所の保安に関すること。	一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院の保安に関すること。
［二～六　略］	［二～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（矯正管区組織規則の一部改正）

第十一条　矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第二部の所掌事務） **第三条**　［略］	（第二部の所掌事務） **第三条**　［同上］
一　刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。	一　刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これらの施設の保安に関すること。
［二～八　略］	［二～八　同上］
（成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［略］	（成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　［同上］
一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所及び拘置所の保安に関すること。	一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院の保安に関すること。
［二～六　略］	［二～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二章　経過措置

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第十一条に規定する法務省令で定める法務省の職員）

第十二条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第十一条に規定する法務省令で定める法務省の職員は、東京西少年鑑別所庶務課の職員とする。

附　則

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

改正後

（事業登録機関が行う表示に係る電磁的方法）

第二十五条　（略）

２　法第三十三条の十六第七項第四号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第三十八条及び第四十一条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３　（略）

（電磁的記録媒体による手続）

第三十八条　前条第一項の規定による申請書の提出については、環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

（認定機関が行う表示に係る電磁的方法）

第四十一条　（略）

２　法第三十三条の二十七第七項第四号の環境大臣等の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３　（略）

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

改正前

（事業登録機関が行う表示に係る電磁的方法）

第二十五条　（略）

２　法第三十三条の十六第七項第四号の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３　（略）

（光ディスクによる手続）

第三十八条　前条第一項の規定による申請書の提出については、環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（認定機関が行う表示に係る電磁的方法）

第四十一条　（略）

２　法第三十三条の二十七第七項第四号の環境大臣等の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

３　（略）

改正前

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

２・３　（略）

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第九号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第九条第四号、第二十条第二項、第二十四条第七項第四号、第三十七条第九項第二号、第三十九条第六項第二号及び第五十四条第二項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

環境大臣　伊藤信太郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（捕獲等の禁止の適用除外）	（捕獲等の禁止の適用除外）
第一条の五　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。	**第一条の五**　法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。	四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）

ハ　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ～オ　（略）

（個体等の登録の申請等）

第十一条　（略）

2～10　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十四条の二第二項第二号において同じ。）を提出することにより行うことができる。

（電磁的方法）

第十四条の二　（略）

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ハ　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ　漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ～オ　（略）

（個体等の登録の申請等）

第十一条　（略）

2～10　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（電磁的方法）

第十四条の二　（略）

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

チ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ・ヌ　（略）

ル　漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヲ～ア　（略）

二～六　（略）

七　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ～チ　（略）

八～十一　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十九条第一項の規定による届出をして設置されたもの（法第五十四条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ニ～リ　（略）

二～七　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第五十条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第三十七条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

チ　漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ・ヌ　（略）

ル　漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヲ～ア　（略）

二～六　（略）

七　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ～チ　（略）

八～十一　（略）

（監視地区内における届出を要しない行為）

第三十条　法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十九条第一項の規定による届出をして設置されたもの（法第五十四条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ニ～リ　（略）

二～七　（略）

（国等に関する協議の適用除外等）

第五十条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第三十七条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの (1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 (2)～(6)　（略） ニ～ヘ　（略） 三　（略） ２・３　（略）	ハ　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの (1)　漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 (2)～(6)　（略） ニ～ヘ　（略） 三　（略） ２・３　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

個人情報保護委員会委員長　藤原　靜雄

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（公示の方法） **第九条の二**　法第二十八条第一項（第八条の規定による評価書の公示を含む。）並びに第七条第一項及び第二項に規定する評価書の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。